

ODAIBA ファウンテン（仮称）演出関連準備業務委託 仕様書

第 1 事業の目的

東京都が臨海副都心のプレゼンス向上と更なる発展に向け、一層の賑わいを創出するため、まちをあげた取組として、令和 7 年度末までにお台場海浜公園に新たなランドマークとして整備する予定の「ODAIBA ファウンテン（仮称）」について、演出に関連する業務を委託する。

第 2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第 3 履行場所

ODAIBA ファウンテン（仮称）実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する場所

第 4 ODAIBA ファウンテン（仮称）の概要

（1）噴水施設

お台場海浜公園の水域内に設置する海上公園施設であり、高さ約 150 メートルの噴水と、東京都の花である「ソメイヨシノ」、桜をモチーフとした横幅約 250 メートルの噴水とを組み合わせて整備されるものである。また、噴水の演出に係る噴水演出盤の仕様は別紙 1 のとおりである。なお、噴水の運用開始は令和 8 年 4 月以降を想定している。

（2）演出内容

都心の貴重な水辺からレインボーブリッジや東京タワーに代表される景観をバックに、音楽と光が織り成す魅力的な噴水の演出を、毎日 11:00～21:00 の間に、最大で 1 日 10 回程度、1 回あたり 10 分程度実施する予定である（メンテナンス等による休止あり）。

また、演出に関して、都は、臨海副都心地域のにぎわい創出につながる魅力的な演出や安全な運用を実現するため、ODAIBA ファウンテン（仮称）連携会議（以下「連携会議」という。）を設置して検討を進めており、実行委員会は、連携会議の意見等を踏まえて演出内容等を具体化することとしている。そのため、受託者には、実行委員会と協議の上、演出プログラム等を検討することを求める。

（3）施設の管理運営

噴水はお台場海浜公園の海上公園施設のため、当公園を管理する指定管理者が管理運営を行う。

第 5 委託内容

受託者は、通年で噴水の演出を実施することを想定し、演出コンセプトの設定、演出プログラムの作成及び演出スケジュールの作成を行うこと。

(1) 事業全般

- ① 本事業は噴水の演出に関する業務、及びそれに関連した業務を行うものとし、受託者は実行委員会の求めに応じて、実行委員会と十分協議のうえ対応すること。
- ② 実行委員会と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進するとともに、実行委員会からの事業に関する調査に協力すること。
- ③ 本委託に係る各種手続きは、必要に応じて事前に実行委員会と調整のうえ、受託者の負担と責任で迅速に処理すること。また、これに要する費用は受託者の負担とする。
- ④ 実行委員会は必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- ⑤ 関係機関との会議には、実行委員会の求めに応じて受託者も同席すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。会議は2か月に1回程度を想定している。
- ⑥ 本仕様書に明示がない事項、または、業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 演出

① 演出コンセプトの設定

「第1 事業の目的」を踏まえた演出全体のコンセプト(案)やストーリー(案)を設定すること。

② 演出プログラムの作成

噴水の演出で使用するプログラムを2プログラム以上作成すること。使用する楽曲については、1プログラムにつき1曲とする。本プログラムはDMX制御によるものとする。また、プログラムについては、水景士、または水景のデザイン・計画・設計・施工・工事監理・維持管理に関する5年以上の実務経験を有する者に監修させること。

噴水の演出については、1回あたり10分程度を想定しており、2プログラム程度使用する予定である。楽曲については、原則として運用開始後1年以上噴水の演出及び配信で使えるように権利処理すること。

内容については、予めイメージ動画等を活用し、実行委員会と協議の上、作成すること。

③ 演出スケジュールの作成

「第4 ODAIBA ファウンテン（仮称）の概要」を踏まえ、年間の演出スケジュールを作成すること。なお、プログラム数については、別途作成するプログラムを含めて6プログラム程度を想定している。内容については、実行委員会と協議の上、作成すること。

(3) ロゴの作成

ODAIBA ファウンテン（仮称）が、臨海副都心の新たなランドマークとして多くの人々に末永く愛され、親しまれるようなロゴを3案作成するとともに、その権利を保護し、他者による侵害を防ぐために、作成した3案について、類似の先行商標調査を実施すること。

(4) イベント等との連携の提案

臨海副都心のにぎわい創出につながる噴水の演出を実現するため、地域のイベント等との効果的な連携などを企画・提案をすること。

(5) 実施体制等

① 進捗状況の管理

円滑な調整、確認が行えるよう、契約締結後、速やかに委託業務スケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会の承認を得ること。

また、履行に当たっては進捗状況を綿密に実行委員会へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。事業完了後、速やかに報告書を作成し、実行委員会に提出すること。

② 統括責任者の設置

統括責任者は、本委託業務の全体を統括し、関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等の統括を行うと共に、実行委員会からの指示を関係者に周知徹底するなど、本委託業務を円滑かつ適切な遂行に努めること。

③ 打合せの実施

本事業にかかる情報共有等のため、実行委員会と定期的に打ち合わせを行うこと。また、受託者は打合せ議事録を作成し、実行委員会に提出すること。打合せは月2回程度を想定している。

第6 資料の収集

受託者は、委託業務に必要な資料を自らの費用で収集するものとする。ただし、以下の資料については、東京都情報公開システム (<https://kobunsyoyohokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/index.html>) に公開されている。

- 1 お台場海浜公園噴水施設(7)整備工事 特記仕様書
- 2 お台場海浜公園噴水施設(7)整備工事 図面

第7 再委託の取り扱い

受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、「第5 委託内容」の「(2) 演出 ②演出プログラムの作成」及び、「(3) ロゴの作成」については、高度な技術や知見を必要とすることから、再委託先の選定理由を付したうえで、あらかじめ再委託を行う旨を実行委員会に申し出た場合は、この限りでない。その他業務内容を第三者に委託する場合には、あらかじめ再委託を行う旨を実行委員会に申し出て、実行委員会の承認を得なければならない。

また、受託者は、再委託先が本仕様書に定める事項を遵守することについて、一切の責任を負う。

さらに、再委託先は、以下の者であってはならない。

- ア 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17 財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者

イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号)

第 5 条第 1 項の規定による排除措置期間中の者

なお、本仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先（以下「業務従事者」という。）においても遵守するものとする。

第 8 受託者及び業務従事者の守秘義務

受託者及び業務従事者は、本契約の履行に当たって知り得た秘密を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、実行委員会及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。この場合において、受託者は、自ら及び業務従事者が秘密を洩らしたことにより発生した損害を賠償しなければならない。

万一事故が発生した場合には、直ちに実行委員会に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理を行うこと。

第 9 個人情報について

本業務において個人情報を取り扱う必要がある場合、受託者及び業務従事者は、別紙 2「個人情報等の取扱いに係る特記仕様書」を遵守すること。

第 10 著作権等の取り扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定める。

- (1) 知的財産は実行委員会に帰属する。
- (2) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ実行委員会の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) (2) の規定は、受託者の従業員、「第 6 再委託の取り扱い」の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (4) (2) 及び(3) の規定については、実行委員会が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (5) 受託者は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利(以下「著作権」という。)を、実行委員会に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を実行委員会に許諾するものとし、実行委員会は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を

有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、実行委員会はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- (6) (5) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (7) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (8) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、実行委員会の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

第 11 その他

(1) 成果物

成果物については、以下のとおり定められた期限までに提出すること。また、特段定めのないものは、電子データでの提出とする。

- ① 実施報告書 一式
- ② 演出プログラム 一式（納品形式、納入期限については、実行委員会と協議の上、決定すること。）
- ③ 議事録（議事要旨）

(2) 支払方法

委託業務完了後、受託者は報告書、成果物と合わせて委託完了届を提出すること。契約代金は、適正な検査終了後に受託者の請求に基づき一括で支払う。

なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(3) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全と確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

噴水演出盤構成

内装品	名称	備考
タッチパネルディスプレイ	1 台	7 型カラー液晶ディスプレイ
PLC	1 台	プログラマブルロジックコントローラ
DMX レコーダー	8 台	DMX プログラム再生機
DMX スプリッター	1 台	DMX 分配器(入力：2 系統、出力：8 系統)
サウンドドライバー	1 台	DMX コントロール MP3 プレーヤー
イコライザー	1 台	2ch 31 バンド・グラフィックイコライザー
音声分配器	1 台	入力：1 ステレオ・バランス、出力：6 ステレオ・バランス
アンプ	3 台	765W×4ch 100V ハイインピーダンス接続
パワーディストリビューター	3 台	電源分配器 出力：15 系統
16ch リレーモジュール	1 台	気象センサー用 出力 16ch
マイクロロガー	1 台	気象センサー用 データーロガー

個人情報等の取扱いに係る特記仕様書

第 1 章 総則

(秘密等の保持)

第 1 条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第 2 条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法の他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

2 この契約による業務の処理に際して、東京都が受託者に対して提供する個人情報等（以下「東京都提供個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、東京都提供個人情報等一覧（目録 A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び東京都以外の第三者から直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、東京都に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、東京都及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

(表明保証)

3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

(権限)

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第2章 安全管理体制

(責任体制の整備)

第3条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ東京都に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、東京都に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における東京都の機関及び受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
- 3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないようにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を東京都に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める東京都の承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法
- 2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、東京都に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。
 - 3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
 - 4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、東京都の求めに応じて、その状況等を東京都に適宜報告しなければならない。
 - 5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第6条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

(目的以外の利用禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を東京都の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製、複製等の禁止)

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため東京都から引き渡された文書等を東京都の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

(個人情報の安全管理)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、東京都から文書等の引き渡しを受けた場合は、東京都に受領書を提出する。
- 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。東京都は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、東京都が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
 - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。

9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001 等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。

10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。

(2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第11条 東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために東京都の指定した様式により、及び東京都の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、東京都に帰属するものとする。

2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、東京都の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を東京都に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、

廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

- 6 受託者は、廃棄又は消去に際し、東京都が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第3章 事故対応及び検査

（漏えい等発生時の対応）

第12条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を東京都に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

- 3 受託者は、東京都と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、東京都が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

（立入調査等）

第13条 東京都は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、東京都から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて東京都が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、東京都の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第4章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

第 14 条 東京都は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、東京都にその損害の賠償を求めることはできないものとする。

3 受託者が、第 1 項の規定に基づき契約を解除された場合、東京都は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償等)

第 15 条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより東京都が損害を被った場合には、東京都にその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第 12 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに東京都に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

3 受託者は、第 12 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、東京都が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人である被害者から東京都に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために東京都において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、東京都の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。

(その他)

第 16 条 受託者は、港湾局が定める安全管理基準（別添）及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度東京都に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、東京都は、東京都の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第 17 条 第 15 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。